

## 飯塚市地方卸売市場敷地の活用（企業誘致）について

飯塚市地方卸売市場敷地の活用について、株式会社イズミ（本社：広島市）を候補者として、大型商業等施設の立地に向けて誘致活動を実施し、その取組の一環として、令和2年11月27日に同社と「大型商業等施設の立地に関する協定書」（以下、「協定書」という。）による協定を締結。

### 1 協定書の内容

別紙のとおり

### 2 同社との主な協議内容

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ① 飯塚市が企業誘致に取り組む目的 | 協定書第1条のとおり      |
| ② 施設立地に関する協力事項    | 協定書第2条のとおり      |
| ③ 施設立地場所          | 協定書第3条のとおり      |
| ④ 都市計画手続き         | 用途地域の変更等の必要性の確認 |

### 3 地元住民、商店街関係者への取組状況の説明

時 期	内 容
10月2日(金)～	市商店街連合会理事会との意見交換（飯塚市役所） 市場敷地への企業誘致の状況を説明 以降、中心商店街の活性化に関する勉強会を定期的開催 ※10月20日(火)、11月9日(月)、12月10日(木)
11月6日(金)～	菰田地区自治会長会への説明（菰田交流センター） 菰田・堀池地区の活性化について都市施設整備推進室より説明 説明後、市場敷地への企業誘致の状況について説明 12月からは協定締結について説明 ※11月25日(水) 穂波まちづくり協議会への説明 12月2日(水) 市自治会連合会穂波支部役員会への説明 12月4日(金) 菰田地区自治会長会への説明 (12月16日(水) 菰田まちづくり推進協議会への説明（予定）)

大型商業等施設の立地に関する協定書

飯塚市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、甲が乙の運営する大型商業等施設を誘致（以下「誘致事業」という。）し、地域の活性化に向けた取り組みを行うことについて、次のとおり立地に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な連携のもと、誘致事業により、中心拠点の一翼を担う菰田地区及び堀池地区の活性化はもとより飯塚市全域の振興発展を図ることを目的とする。

なお、甲及び乙の緊密な連携を図る上で、甲の誘致事業の目的は次の各号のとおりであることを乙は確認するものとする。

- (1) 不足する商業機能を補完するとともに、中心商店街を含む商業施設との連携により相乗効果を発揮し、飯塚市の商業機能を強化すること。
- (2) 公共交通機関と連携し、中心商店街を含む中心拠点内において歩いて暮らせる都市構造を実現すること。
- (3) 飯塚市の魅力を高め、将来的な定住の促進を図ること。
- (4) 市民の働く場所として、柔軟かつ多様な雇用を創出すること。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、その実現に向けて相互に協力するものとする。

- (1) 時間消費型エンターテインメント施設の立地について
- (2) 若者、子育て世代が満足する施設の立地について
- (3) 高齢者等が利用しやすい施設の立地について
- (4) 地元産品、高品質商品の販売について
- (5) 地元情報の発信、観光振興について
- (6) 中心商店街など、地域商業の活性化について
- (7) 地域の防災及び、安全・安心・健康に関する取り組みについて
- (8) 次世代ショッピングセンターとして、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みについて

（立地場所及び開設）

第3条 甲が誘致し、乙が建設及び運営する商業等施設の立地する場所は飯塚市地方卸売市場及び旧水産物部敷地内の甲所有の土地とし、飯塚市議会の議決をもって取得するとともに、開設に向けた円滑な事業推進のため、相互に協力するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定書により、知り得た個人情報その他の秘密情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了、又は解除された後においても同様とする。

（期間）

第5条 本協定書の有効期間は締結日から3年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面による解約の申し出を行わなければ、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 甲及び乙は、本協定書に定めのない事項に関して疑義が生じたときは、その都度、誠意を持って協議の上解決するものとする。

令和2年11月27日

甲 飯塚市新立岩5番5号

飯塚市

市長

片 峯 誠

乙 広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役社長